

3 経済連携の進展

本項では、2018年12月に発効したTPP11や2019年2月に発効した日EU・EPAなどをはじめとする我が国の経済連携協定の取組を整理するとともに、2019年6月のG20大阪サミットの首脳宣言における自由貿易の推進やWTO改革、デジタル経済のルール構築に向けた取組について概観した上で、自由で公正な共通ルールに基づく貿易・投資の環境整備を一段と進め、企業活動をより活性化することの重要性を述べる。

●日本は、数多くの貿易相手国と経済連携協定を推進

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）とは、2つ以上の国・地域の間で、貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定である。こうした多国・地域に亘る協定について、我が国の取組をみると、2000年代から、各国・地域との間でEPAを締結してきたことに加え、最近ではTPP11、日EU・EPA、RCEPなど、より幅広い分野を含むEPAを推進している。我が国は、これまで21か国・地域との間で、18のEPAが発効済・署名済となっている（付表3-6）。こうした発効済・署名済のEPA相手国との貿易が、日本の貿易総額に占める割合は約51.6%（アメリカを除くTPP11の場合は約36.7%）となっているほか、発効済・署名済EPAに加えて交渉中EPA相手国との貿易が貿易総額に占める割合は約86.2%に達している³⁴（付図3-7）。

●TPP11発効の経済効果

TPP11は、アジア太平洋地域においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定であり、参加国の世界のGDPに占めるシェアは約13.5%に達する。

TPP11における関税の合意内容を詳しくみると、日本からの輸出については、ほとんど全ての参加国との間で、工業製品、農林水産品とも、8~9割以上の品目が関税の即時撤廃の対象となっている（第3-2-9図（1））。TPP11の参加国からの輸入のうち、工業製品については、一部の品目が即時撤廃の対象ではないものの、段階的撤廃まで含めると、他の参加国からのほぼ全ての品目の輸入に対する関税が撤廃の対象となっている。一方、農林水産品については、即時撤廃は約5割にとどめた上で、約2割の関税撤廃の例外とするとともに、重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）を中心に国家貿易制度・枠外関税の維持、

注 (34) 詳細は、内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2019a）を参照。

関税割当てやセーフガードの創設、関税削減期間の長期化等の有効な措置をとっている（第3-2-9図（2））。

TPP11の大きな特徴の一つは、物品の関税撤廃・削減だけでなく、サービスや投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、政府調達など、幅広い分野で新たなルールが構築される点にある。例えば、TPP11に参加する国において、日本企業の海外進出の障壁となってきたサービスや投資に関する規制の緩和や透明性の向上が図られることにより、日本のコンビニエンス・ストアなどの小売店や金融業のアジア諸国への進出が加速されることが期待されている。また、不正な商標商品や著作権侵害物品の輸出入の差止めなどに関する権限が各国の当局に与えられることにより、日本企業の商標や著作物の侵害による被害が減ることが期待される。TPP11のもう一つの特徴は、多くの日本企業が進出しているアジア太平洋地域の国々を幅広く包含することにより、日本企業のバリュー・チェーン全体がカバーされ、国境を越えた人、モノ、資本の移動といったグローバルな企業活動の円滑化が図られることである。具体的には、輸出入許可手続きの透明化や通関手続きの迅速化等が図られるだけでなく、域内の複数国にまたがって製品が加工された場合に、各生産国での付加価値を累積して原産性が判断されるため、特惠関税の適用が受けやすくなる。

なお、こうしたTPP11の経済的な効果については、内閣官房（2017）において、応用一般均衡モデル（GTAPモデル）を用いて、TPP11による関税引下げや貿易円滑化措置の効果により、日本経済が新たな成長経路（均衡状態）に移行した時点（10～20年を想定）におけるGDP水準の押し上げ効果のシミュレーションが実施されている。その分析結果をみると、我が国の実質GDPは、TPP11が無い場合に比べて、約1.5%押し上げられると見込まれる。これは、2016年度のGDP水準で換算すると、約8兆円に相当する。その際、労働供給は約0.7%増加すると見込まれ、これは2016年の就業者数ベースに人数換算すると、約46万人に相当する。

第3-2-9図 日本と他のTPP11参加国との間における関税撤廃の状況

(1) 日本からの輸出に対する他のTPP11参加国における関税撤廃等の状況

国名	即時撤廃率（品目ベース）		即時撤廃の代表品目
	農林水産品	工業製品	
カナダ	87.4%	96.2%	家電、精密機械、寝具など
ニュージーランド	98.1%	93.8%	自動車、タイヤ、ゴム製品など
オーストラリア	99.6%	91.7%	乗用車・トラック等の新車など
ブルネイ	98.8%	90.4%	
チリ	95.5%	95.1%	
マレーシア	96.3%	80.3%	
メキシコ	71.7%	77.1%	乗用車、エンジン部品など
ペルー	83.9%	80.2%	
シンガポール	100.0%	100.0%	—
ベトナム	46.3%	71.0%	水産物、繊維製品、鉄線など

※グレーは発効していない4か国（2019年5月時点で国内手続きが未完了の国）。

(2) 日本における他のTPP11参加国からの輸入に対する関税撤廃等の状況

大品目	関税の即時撤廃・段階的撤廃の品目	
	即時撤廃	段階的撤廃
酒類・たばこ・塩		ボトルワイン、清酒・焼酎、葉巻たばこ、精製塩
石油	軽油・重油・灯油など	一部の揮発油（自動車用）
化学	プラスチック原料・有機化学品・無機化学品など	
非鉄金属		銅・亜鉛・鉛など
皮革・履物		革製かばん・ハンドバッグ・革靴・毛皮など
繊維・繊維製品	繊維・繊維製品	一部の衣類（化合繊維製オーバーコートなど）

- (備考) 1. 内閣官房、経済産業省、農林水産省、JETRO等の公表資料により作成。
2. (1) について、農林水産品の即時撤廃率は農林水産省の公表資料、工業製品の即時撤廃率は経済産業省の公表資料による。

●日EU・EPA発効の経済効果

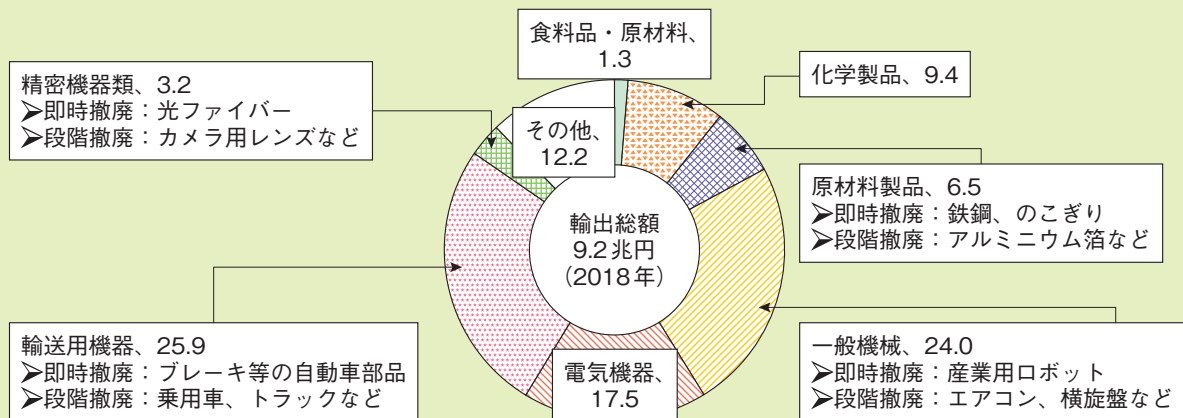
日EU・EPAについては、日本とEUとの間で、自由で、公正な、開かれた国際貿易経済システムの強固な基礎の構築を目指し、物品市場アクセスの改善、サービス貿易・投資の自由化、国有企業・知的財産・規制協力などルール構築等を含むものであり、日EUを合わせると世界GDPの約28.3%のシェアを占める。

日EU・EPAにおける関税の合意内容を詳しくみると、日本からの輸出のうち工業製品については、日本の輸出に占めるEU向けのシェアが高い輸送用機器や一般機械などでは、自動車部品や産業用ロボットなどの品目が関税の即時撤廃の対象となっているほか、乗用車やエアコンなどの品目が関税の段階的撤廃の対象となっている。一方、農林水産品については、牛肉、

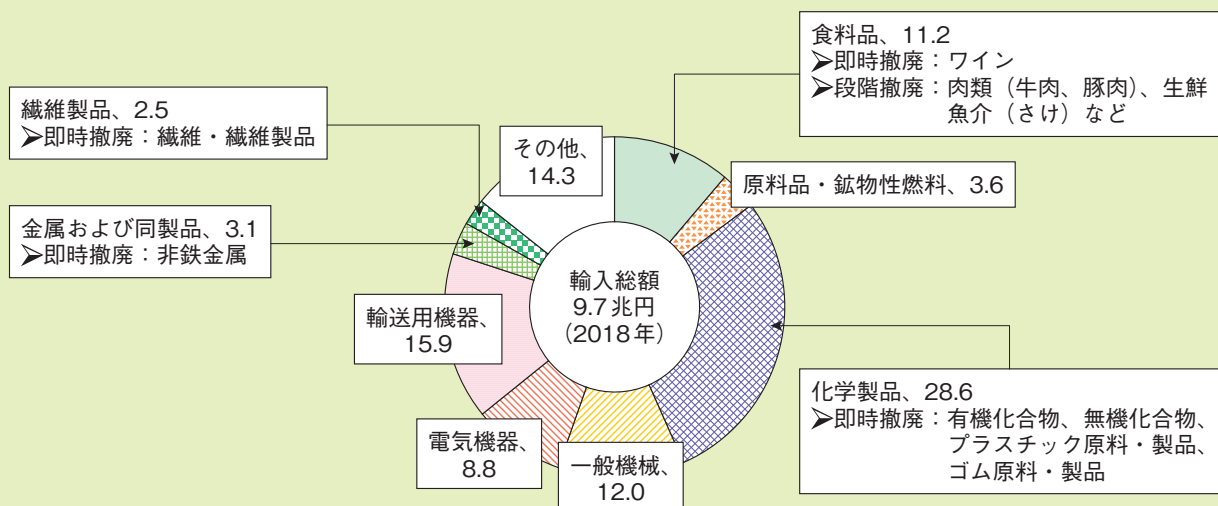
茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全ての品目が関税の即時撤廃の対象となっている（第3-2-10図（1））。EUからの輸入のうち工業製品については、日本の輸入に占めるEUのシェアが高い化学製品では、有機・無機化合物やプラスチック製品を含む様々な化学製品が関税の即時撤廃の対象となっている。一方、農林水産品については、米では関税削減・撤廃等からの除外を確保したほか、麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度の維持、関税割当てやセーフガード等の有効な措置をとることで、農林水産業の再生産が引き続き可能となる国境措置を確保している（第3-2-10図（2））。

第3-2-10図 日本とEUとの間の貿易構造と代表的な関税撤廃品目

(1) 対EU輸出の構造と代表的な関税撤廃品目



(2) 対EU輸入の構造と代表的な関税撤廃品目



(備考) 1. 内閣官房、財務省「貿易統計」、経済産業省、農林水産省、外務省、JETROにより作成。
 2. 数字は、2018年の対EU輸出総額又は輸入総額に占める各品目の金額シェア。

なお、こうした日EU・EPAの経済的な効果についても、前述の内閣官房（2017）において、TPP11の効果と同様に、分析結果が示されている。その分析結果をみると、我が国の実質GDPは、日EU・EPAが無い場合に比べて約1%押し上げられると見込まれる。これは、2016年度のGDP水準で換算すると約5兆円に相当する。その際、労働供給は約0.5%増加すると見込まれ、これは2016年の就業者数ベースに人数換算すると、約29万人に相当する。

応用一般均衡モデルを用いたシミュレーションの分析結果については相当な幅をもってみる必要はあるものの、TPP11や日EU・EPAをはじめとする経済連携協定によって、貿易面でのメリットに加え、マクロ経済全体でのプラスの効果が見込まれる。

● WTO改革・自由貿易の推進やデジタル経済のルール構築に向けた取組

最後に、2019年6月のG20大阪サミットの首脳宣言における自由貿易の推進やWTO改革、デジタル経済のルール構築に向けた取組について概観する。

まず、自由貿易の推進について、首脳宣言では、自由、公平、無差別で透明性があり予測可能な安定した貿易及び投資環境を実現し、市場を開放的に保つよう努力するとされており、国際的な貿易及び投資は、成長、生産性、イノベーション、雇用創出及び開発の重要な牽引力であるとの認識が共有されている。また、WTOの機能を改善するため、必要な改革を支持し、WTO加盟国によって交渉されたルールに整合的な紛争解決制度の機能に関して行動が必要であることに合意するとともに、WTO協定と整合的な二国間及び地域の自由貿易協定の補完的役割が重要であるとの認識が共有されている。

次に、経済のデジタル化は、これまでにない創造的なビジネスモデルを可能としたが、同時に新しい課題にも直面しており、国際的な協調の下で、適切なルールを整備することの重要性が指摘されている。この点、我が国は、DFFT（Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通）の構築によって、現状、アメリカや中国、欧州などで独自に進めているデータ流通政策に対し、信頼に足るルールの下で、デジタルデータについては自由な流通を原則とし、デジタル経済の恩恵が全ての人々に行き渡るよう、統一的なルールの整備が必要であることを提唱した。

こうした取組は、自由で公正な共通ルールに基づく貿易・投資の環境整備を一段と進め、企業活動をより活性化することの重要性を改めて強調するものである。